

鹿児島、平6不2、平8.4.8

命 令 書

申立人 ジェーアール九州労働組合
申立人 ジェーアール九州労働組合鹿児島地方本部

被申立人 九州旅客鉄道株式会社

主 文

- 1 被申立人は、管理職である宮崎運転区長をして、申立人組合員に対し、申立人組合からの脱届用紙及び他組合への加入届用紙に記入をさせるなど申立人組合からの脱退に関与する一連の行為によって、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 申立人のその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人

被申立人九州旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が、昭和62年4月1日、分割民営化されたことに伴い、九州における旅客鉄道輸送等を業とする株式会社として発足したもので、肩書地に本社、北九州に北九州本社、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市に支社、東京都、大阪市、那覇市に支店を置き、本件申立時の従業員数は約14,000名である。

(2) 申立人

ア 申立人ジェーアール九州労働組合（以下「JR九州労」という。）は、九州旅客鉄道労働組合（以下「九州労組」という。）に所属していた組合員が、平成3年12月21日、同労組を脱退して結成した労働組合で、本件申立時の組合員数は1,365名である。

イ 申立人ジェーアール九州労働組合鹿児島地方本部（以下「JR九州労鹿児島地本」という。）は、申立人JR九州労の5地方本部の一つで、被申立人会社鹿児島支社管内のJR九州労組合員によって、平成3年12月23日に組織され、本件申立時の組合数は240名である。JR九州労鹿児島地本には、鹿児島支部と宮崎支部の2支部があり、鹿児島支部には始良地区分会など4分会がある。宮崎支部には宮崎運転分会など4分会がある。宮崎運転分会の本件申立時の組合員数は31名である。

(3) 他組合の状況

九州労組は、昭和62年9月6日、被申立人会社に勤務する従業員らによって結成された労働組合で、結成時の組合員数は、約10,500名である。

このほか被申立人会社には、国鉄労働組合九州本部、全国鉄動力車労働組合九州地方本部などの労働組合がある。

2 本件申立てに関連する労使の状況

(1) 申立人組合結成までの経過

ア 九州労組結成までの経過

分割民営化前の国鉄には、国鉄動力車労働組合（以下「動労」という。）、鉄道労働組合（以下「鉄労」という。）、全国施設労働組合（以下「全施労」という。）、国鉄労働組合（以下「国労」という。）などの組合があった。そして、国鉄改革に対する国労の方針に反対する組合員が国労を脱退し、真国鉄労働組合（以下「真国労」という。）を結成、その後、さらに国労は分裂、日本鉄道産業労働組合総連合総連合（以下「鉄産労」という。）が結成された。

これらの組合のうち、動労、鉄労、全施労、真国労は、国鉄の分割民営化を受け入れ、国鉄当局と労使共同宣言を締結、昭和61年7月18日、国鉄改革労働組合協議会を組織した。そして、国鉄の分割民営化による九州旅客鉄道株式会社発足予定をふまえ、改革協の指導のもと、昭和61年9月25日、九州国鉄改革労働組合協議会（以下「九州改革協」という。）が組織された。

昭和62年2月、改革協は全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR総連」という。）に改組された。九州改革協も、昭和62年2月15日、九州旅客鉄道労働組合に、さらに同年9月6日には、現業機関の長及び助役らによって結成された鉄輪労働組合が加わり九州労組に発展的に改組された。

九州労組は結成と同時にJR総連に加入した。

イ 九州労組の分裂と申立人組合の結成

平成2年、JR総連が「スト権」について加盟単組内での討議を提案したことを契機に、運動方針等をめぐって各組合内部で対立が生じ、九州労組内部においても、対立が生じ、平成3年11月30日の九州労組の第7回臨時大会において、X1中央執行委員長の解任及びJR総連からの脱退が決議された。このため、「JR総連派」の組合員は、九州労組を脱退し、同年12月21日、申立人組合（JR九州労）を結成した。

なお、JR九州労は、結成と同時にJR総連に加盟した。

(2) 鹿児島支社管内の労使の状況

ア 鹿児島支社の概要

鹿児島支社は、JR日豊本線日向新富駅以北を除く宮崎県内と鹿児島県内のJR各線を管轄し、総務課及び経理課等の6課室、運転所及び運転区等の現業機関164箇所並びに霧島高原鉄道事業部及び日南鉄

道事業部で組織されている。申立時の同支社の従業員数は、2,013名である。

イ 霧島高原鉄道事業部発足に伴う運転士の定員の推移及び労使交渉について

霧島高原鉄道事業部は、JR肥薩線のうち隼人駅～吉松駅間と吉都線の業務の効率化のため、吉松運転区を廃止して平成4年6月1日に発足した組織である。旧吉松運転区における運転業務は、吉松、鹿児島両地区に所属する運転士の相互乗り入れ制だったが、同事業部発足後は、管内路線の運転業務は同事業部所属運転士のみで対応するシステムに改められたため、同事業部の運転士が11名要員減となった。実際に減員となった11名中9名が申立人組合の組合員で、9名の中で2名は出向、7名が鹿児島運転所と宮崎運転区に転出した。

その後、平成5年10月1日、同事業部の吉都線と肥薩線がワンマン運転線区となることにより、今度は9名の運転士の要員増が生じることとなった。これは、ワンマン化されても、3両以上の列車については、車掌乗務が義務づけられており、この車掌業務について従来、鹿児島車掌区所属の車掌で対応していたのを、ワンマン化導入を契機に同事業部所属の運転士を増員して車掌業務も行わせることにしたためである。この要員増について、申立人組合と会社は、平成5年8月18日、経営協議会を開催した。

そして、申立人組合は、上記の経営協議会において、会社が霧島高原鉄道事業部発足時に転勤した社員で、今回同事業部を希望する者は、最優先して帰すと回答したのに、同事業部発足時に宮崎運転区に転出し、さらにその後日南鉄道事業部所属となった申立人組合員で、同事業部への転勤を希望していた4名のうち1名しか転勤させず約束を守らなかったと主張して、平成5年9月17日、鹿児島県地方労働委員会にあっせん申請を行った。これに対し、会社側は同転勤に関してそのような約束はしていないと主張し、あっせんは打ち切りとなった。

なお、上記ワンマン化時（平成5年10月1日）に同事業部に転入した9名のうち申立人組合員は、上記日南鉄道事業部からの転入者1名を含めて4名であった。

その後、霧島高原鉄道事業部で数名の退職者等の欠員を補充する必要が生じたため、平成6年4月に4名の申立人組合員が同事業部へ転勤した。この4名の内訳は上記ワンマン化時に転勤できなかった日南鉄道事業部の組合員のうちの1名、宮崎運転区の組合員であるX2（以下、「X2」という）、鹿児島運転所の組合員2名であった。

なお、申立人組合は、この退職者補充の際も上記ワンマン化時に転勤できなかった日南鉄道事業部の3名の組合員の転勤を優先するよう会社に要求していたが、結局3名のうち2名は、転勤できなかった。

ウ 宮崎運転区について

宮崎運転区は、本区（運転、検修、事務等の部門）と都城派出所から組織されている。本件申立時、同区の従業員は72名である。

同区の指揮系統は、次のとおりとなっている。

区長―首席助役（1名）―助役（5名）―主任運転士、運転士

3 本件の具体的事実

(1) X2とY1（以下、「Y1」という。）の関係について

ア X2は、昭和42年5月1日に国鉄に入社し、出水機関区に配属、昭和46年1月に宮崎機関区都城支区に転勤、昭和59年2月に旧吉松機関区に転勤、昭和63年2月宮之城線廃止により宮崎運転区に転勤、平成6年4月1日霧島高原鉄道事業部に転勤となり、現在、同事業部の運転士として勤務している。組合員歴は、国鉄時代は、昭和46年に動労に加入、被申立人会社入社後は、昭和62年9月の九州労組発足後は同組合、平成3年12月の申立人組合のJR九州労発足後は同組合に加入し、現在に至っている。

イ Y1は、昭和36年4月、国鉄に入社し、昭和44年3月から昭和50年7月まで宮崎機関区都城支区で機関士として勤務し、昭和62年4月の被申立人会社入社時は鹿児島運転所の助役、平成元年7月からは同所の首席助役、平成4年3月から宮崎運転区長、平成6年3月10日から鹿児島運転所長として勤務し、平成7年4月1日からは鉄道産業株式会社に出向している。組合員歴は、国鉄時代は、入社時から昭和50年7月まで動労に加入、被申立人会社入社後は、昭和62年4月から同年9月までは鉄輪労働組合、同年9月から平成4年3月までは、九州労組に加入していた。

ウ Y1とX2は、上記のとおり昭和46年1月から昭和50年7月までの4年6か月、宮崎機関区都城支区（その後、組織改正で都城機関区に改称）で一緒に勤務し、機関士、機関助士として、ペアを組んで2～3か月単位の同一列車乗務を2～3回したたことがあるが、相互に家庭を訪問したり一緒に連れだって飲食したりすることはなかった。

その後、平成4年3月から平成6年3月まで約2年、Y1とX2は、宮崎運転区で運転区長、運転士として一緒に勤務した。その間、Y1とX2は、平成4年7月頃と平成5年4月10日頃の2回、Y1の誘いで、宮崎市内のビアガーデンや寿司屋に行った。

(2) X2の霧島高原鉄道事業部への転勤嘆願等について

ア X2は、吉松機関区（平成4年6月、霧島高原鉄道事業部に改組）勤務時代に宮崎県西諸県郡高原町の両親宅と同じ敷地内に自宅を新築し、両親の面倒をみていた。昭和63年2月、宮崎運転区へ転勤を命じられた時は、両親を残して家族で赴任したが、高齢の両親と離れて生活する事は心配であったので、年1回実施される自己申告では、昭和63年転勤以降毎回、現場長に吉松機関区（平成4年6月、霧島高原鉄道事業部に改組）への転勤希望を出していた。

- イ 平成5年12月頃、宮崎運転区長のY1に、高齢の両親の面倒をみる等家庭的事情もあり霧島高原鉄道事業部へ転勤させてほしい旨相談した。これに対し、Y1は、支社の上部機関の上司にその話を通しておく旨答えた。
- ウ 同じく12月頃、国鉄時代の都城機関区勤務時代からの親しい友人でもあるX3JR九州労鹿児島地本宮崎支部書記長（以下「X3」という。）に霧島高原鉄道事業部への転勤希望について相談したところ、同事業部への転勤については、平成4年6月の同事業発足時に宮崎運転区に転出し、その後日南鉄道事業部に転出した組合員を優先して帰すのが申立人組合の方針であり、経営協議会においても、このことを会社と約束したと言われた。さらに、X3からは、組合の方針と同時にX2の転勤についても組合として取り組んでいくと言われ、また、現場長に転勤の嘆願書を提出するよう助言された。X2は、霧島高原鉄道事業部への転勤について、自分より日南鉄道事業部所属の組合員を優先するという、上記の組合の方針に対し、不満を持った。
- エ 平成6年2月1日、X2はY1に、宮崎運転区長室で、宮崎運転区へ転勤を命じられた時、父母の面倒をみていたが、子供の教育が大事であると判断し父母を残し家族で引っ越した。この後6年経過し、子供も一人前になり、高齢の父母の面倒もみななければならないので、是非、霧島高原鉄道事業部へ転勤させて頂きたいと云う旨の嘆願書を提出した。Y1は、同年2月2日、X2の嘆願書記載の事情は十分認められるので転勤が実現できるようにとの副申書を添付してX2の嘆願書を鹿児島支社総務課に送付した。
- オ 平成6年2月7日、宮崎運転区のY2首席助役はX2に対し、「支社から霧島高原鉄道事業部への転勤希望者がいないかとの電話があったので君の名前を言っといたから」と話した。また、その後、X2とY1は、2、3回、区長室などで、面談した。
- カ X2が嘆願書を提出したときやその後区長室などでX2とY1が面談した際、X2は、JR九州労に対する不満を述べ、一方、Y1は、JR九州労所属のままでは転勤が難しいと思わせるような発言等を行い、両者の間で、X2のJR九州労脱退に関連する会話が取り交わされた。
- (3) JR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙の授受、記入等
- ア 平成6年2月下旬から3月上旬頃の間、Y1は、X4九州労組鹿児島地方本部宮崎支部書記長（以下「X4」と言う）にX2のJR九州労脱退の意向について話し、X4にJR九州労脱退届用紙と九州労組加入届用紙を持って来させ、Y1が区長室で受け取った。
- イ 平成6年3月上旬、Y1は、X4が持って来た同用紙をX2に渡そうと思い、公休で自宅にいたX2を、電話で宮崎運転区の区長室に呼び出した。そして、区長室からその隣にある訓練室に場所を移し、訓

練室で、Y 1 は X 2 に X 4 から受け取った同用紙を渡した。その場で、X 2 は同用紙に自分の氏名を記入し、押印はしないまま Y 1 に渡した。
ウ Y 1 は、X 2 から受け取った同用紙を、その後、区長室で X 4 に渡した。

(4) 霧島高原鉄道事業部への転勤内示

ア Y 1 は、平成 6 年 3 月 10 日付けで、鹿児島運転所長として転勤した。
イ 平成 6 年 3 月 24 日頃、X 2 は鹿児島運転所長室に電話し、Y 1 に、日南鉄道事業部の者が霧島高原鉄道事業部に転勤の内命があったと聞いたが、私の件はどうなっているのかと電話した。これに対し、Y 1 は、4 月 1 日ごろ、転勤発令の予定である旨答えた。
ウ 同年 3 月 25 日、X 2 は、4 月 1 日付けで霧島高原鉄道事業部へ転勤との内示を受けた。
エ 同年 3 月 27 日、X 2 から X 3 に、組合支部による翌 28 日の転勤者、出向者合同の歓送迎会の掲示の中に、何故自分の名前が出ていないのかとの電話があり、この時点で初めて、X 3 は X 2 が、3 月 25 日に、4 月 1 日付けで霧島高原鉄道事業部へ転勤との内示を受けていることを知った。そこで、X 3 は、X 2 の件について、J R 九州労鹿児島地本に照会したところ、X 5 委員長から会社鹿児島支社総務課に聞いてみる旨回答があり、しばらくして、同委員長から、同支社の総務課副課長に聞いたところ、①霧島高原鉄道事業部への転勤願いが出ている者の中で、X 2 が最年長者であること、②旧吉松運転区より宮崎運転区へ転出した社員の中で、X 2 が一番古いことにより、今回の内示となったということであった旨の回答を受けた。

(5) レストラン「ジョイフル大島店」でのこと

ア 平成 6 年 3 月 27 日、Y 1 は、宮崎に出張する機会に、X 4 を X 2 に照会しようと思い、X 2 に、29 日に会いたい旨の電話をした。
イ 同年 3 月 29 日午後 5 時頃、Y 1 は、X 4 の車で X 4 と共に X 2 の自宅近くのスーパー「かどや」付近まで行き、X 2 を電話で呼び出し、そこから、3 人一緒に X 4 の車でジョイフル大島店に行った。
ウ ジョイフル大島店では、X 2 が Y 1 に（組合を変わる話は、）誰が知っているかと質問し、Y 1 が自分と X 6（九州労組宮崎運転区分会長。以下、「X 6」という。）と X 4 ぐらいしか知らないと答えるなど、X 2 の組合脱退に関する会話がかった。

(6) 平成 6 年 4 月 15 日の霧島高原鉄道事業部長の話

平成 6 年 4 月 15 日、Y 3 霧島高原鉄道事業部長が、X 2 に対し、「来週は X 2 さんは勤務はどうな」と質問し、X 2 が「私は車掌業務の研修だ」と答えると、「いや……鹿児島から誰か来るそうですよ」と話した。このとき、X 2 は、Y 1 が自分に対して脱退、加入の督促をするために来るのだと思い、Y 1 につきまとわれたくないと考え、X 3 に相談することにし、4 月 16 日、同人に電話し、4 月 17 日、南宮崎駅で会う約束をした。

(7) 平成6年4月17日のX2からX3への話及び同年4月18日のX3からX7JR九州労鹿児島地本書記長への報告

ア X2は、平成6年4月17日早朝、南宮崎駅前でX3に会い、Y1から組合を変われれば転勤できると言われたこと、Y1に呼び出され、JR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙に自分の名前を書いたこと、鹿児島運転所長として転出したY1がX4を同行してX2に会いに来たこと、4月15日にY3部長から来週の勤務都合等を聞かれたことなどを話し、X3からJR九州労鹿児島地本に話して、Y1がX2につきまとわないように圧力をかけるようにしてもらえないかと依頼した。

イ 翌4月18日、X2はX3に、電話で「昨日の件は、Y1区長などと言う場合は、私から聞いたと言う事ではなく向こうの組合から出たことのような方向でやってくれないか」と話し、X3は「いろいろなやり方はあるからな」と答えた。

ウ 同日、X3は、X2の話をもつてX7JR九州労鹿児島地本書記長へ報告した。

エ 申立人側はY1のX2に対する組合脱退に関する発言やY1がX2にJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙を渡し、X2が署名、同用紙をY1に渡したこと、3月29日にジョイフル大島店で、Y1、X2、X4の三者で会ったことなどについて、4月18日のX3の報告を受けて初めて知った。

(8) 平成6年4月18日、Y1がJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙を破棄処分したこと及びY1からX2の母宅への電話等について

平成6年4月18日、会社鹿児島支社総務課のY4勤労係長からY1に電話で、Y1がX2に対し転勤を口実に不当労働行為をしているとJR九州労が抗議している旨の連絡があった。

そこで、Y1は、X4に電話してX4に渡したJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙はどうか尋ねたところ、九州労組鹿児島地本に郵送したとのことであったので、同地本に行き、同用紙を取り返し、破棄処分した。

また、Y1は、X2と連絡を取ろうと、同人の母宅に、同日午後8時から午後10時過ぎまで4回位電話したが、X2とは連絡が取れなかった。翌4月19日早朝にも、Y1は、再度X2の母宅に電話したが連絡が取れなかった。一方、X2は、同日夕方、Y1宅に電話したが、Y1は不在であったため、Y1の妻に「何回も、母宅に電話をかけて迷惑をしているので、母宅に電話をしない様伝えてください。」と言った。

(9) JR九州労の被申立人会社への申入れ及び申入れに対する被申立人会社の回答

平成6年4月20日、JR九州労鹿児島地本は会社鹿児島支社長に対し、Y1がX2に対しJR九州労からの脱退を勧めそそのかしているという

事実、Y 1 の「組合を変われれば転勤ができる」、「J R 九州労からの脱退届け及び九州労組への加入届がないと支社が信用しない」などの発言内容についての見解並びに Y 1 に対する取扱いについての回答を求めて、文書による申入れを行った。これに対し、鹿児島支社は平成 6 年 5 月 2 日、Y 1 と X 2 は以前から同僚、或いは先輩後輩として個人的にも親密な間柄であり、X 2 から「霧島高原鉄道事業部へ転勤したい」、「J R 九州労の役員の言うことは信用できない、組合を変わりたいと思う」などの相談を持ちかけられ、Y 1 は、あくまで私的な関係の中で、話題を交わしたとのことであり、会社として支配介入及び利益誘導の事実はないと回答した。

第 2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

ア Y 1 と X 2 の関係について

昭和 46 年 1 月から昭和 50 年 7 月までの都城機関区での機関士、機関助士の関係は、2～3 か月のコンビを 1～2 回乗務した業務上の付き合いでしかなく、自宅を訪問したり一緒に飲食したりといった親しい付き合いはなかった。

また、乗務員の勤務は特殊であり、毎日業務するものでもない。乗組み期間が一緒であったとしても、実態は年休などにより乗組みの組合わせが変更されるものである。

以前の都城機関区では、Y 1 と X 2 は一緒に飲食する関係になかったのに、Y 1 が宮崎運転区長になってからは、その在任中、Y 1 が X 2 を誘い、平成 4 年 7 月か 8 月頃ビアガーデンに、平成 5 年 4 月に寿司屋に行っているのは不自然である。飲食店に組合員を呼び出して、組合組織の破壊活動オルグをするのは、会社の常套手段である。

イ X 2 の霧島高原鉄道事業部への転勤嘆願

平成 5 年 9 月頃、霧島高原鉄道事業部でワンマン化導入により 9 名の運転士の増員があることを知った X 2 が Y 1 に霧島高原鉄道事業部への転勤希望を伝えた際、Y 1 は、要員需給上難しいと発言したり、「(J R) 九州労(所属のまま)では(転勤が)できない」と言った。また、平成 6 年 2 月 1 日、X 2 が Y 1 に嘆願書を提出した際、Y 1 は「組合を変われれば転勤ができる」と言った。これらの発言から Y 1 が X 2 に J R 九州労所属のままでは転勤希望は容易でないと圧力をかけて組合脱退勧奨を行ったと考えるのが妥当である。

ウ 転勤嘆願書提出後の Y 1 と X 2 の言動

嘆願書を提出した後、2 月 7 日、Y 2 首席助役から「(鹿児島) 支社から霧島高原鉄道事業部への転勤希望者がいないか電話があったので君の名前を言うといたから」と話があり、その後、X 2 は、廊下であったときや交番運転士(各運転士に対し乗務行路、乗務日時等を周知

する運転士)を介して、区長室に3回ぐらい呼ばれ、Y1と話した。その際、Y1は、申立人組合を批判したり申立人組合を変われと言った。これに対し、X2は、何回かは、「ああ、そうですか」といった程度の相づちを打ったかもしれない。X2から組合を変わるとは一言も言っていない。

エ JR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙の授受、記入等

平成6年3月10日午前11時頃、X2はY1に電話で呼び出された。区長室に行ったところ、訓練室に連れていかれ、Y1が自ら入り口に内側から鍵をかけた。X2は非常な圧迫感を覚え、監禁された思いがした。そこで、用紙を渡され、Y1に「これを書いてくれんか」と言われた。X2は、しばらく黙っていて、そして、「書くのは、向こう(霧島高原鉄道事業部)に行ってからでもよいのではないか」と言ったところ、Y1は「これを出さないと(鹿児島)支社が信用しないから」と脱退届と加入届を書く事を強要した。このとき、X2は、年老いた両親や同じJR九州労の組合員のことが頭に浮かび大変悩んだ。しかし、転勤のためには、これを書かないといけないと思って書いたものである。

X2はやむなく署名のみして、捺印はせず脱退届と加入届をY1に渡したが、それを受け取ったY1は「印鑑はあそこ(事務室)にあるな」と言ってY1自らが押印する了解を求めた。また、Y1は「書いたものは一人歩きはせんからな」と、申し向けて、X2の意思が変わらないように圧力をかけた。

このように被申立人会社現場長である管理者が直接脱退届用紙、加入届用紙を取り扱っており、管理者による組合脱退勧奨は動かしようのない事実である。

また、脱退届用紙、加入届用紙の授受署名が行われた区長室及び訓練室は、被申立人会社の現場管理者に管理権限があり、他人が入り込む恐れがない、いわば密室状態であり、本件不当労働行為の重要な場所であったことが証明できる。会社は、組合脱退加入に当たって会社施設を提供しており、不当労働行為は明白である。

オ ジョイフル大島店におけるY1の言動等

3月27日、Y1からX2に「宮崎に用事があるから、そのとき会いたい」と電話があり、翌々日29日午後5時頃、Y1から、公休で自宅に居たX2に自宅付近の「かど屋」の近くにいるから来てくれと電話してきた。指定された場所に行くとY1とX4がおり、そこからX4の車で三人一緒にジョイフル大島店に行った。ジョイフル大島店でY1はX2に対して、JR九州労からの脱退に付いての再確認の話とJR九州労を脱退して福岡から鹿児島に転勤してきたX8運転士についての話の後、「脱退の理由は(JR)九州労についていけないと言えがいい」とか、「九州労組に入っていたら後の出向も大丈夫」とか言わ

れた。組合脱退勧奨がY1により行われたと判断するのが妥当である。

また、被申立人が主張するように、X2がX4に、脱退するからよろしくと頼んだことは一切ない。X4とは、直接話もせず紹介もされなかった。

なお、このとき、X2は、組合を変わる話が事前に漏れたら困ると思って、この話をだれが知っているかと聞いた。これに対し、Y1は、九州労組の鹿児島地本委員長とX4、X6ぐらいしか知らないから大丈夫だと答えた。

カ 被申立人会社の不当労働行為

非組合員指定職の現場長であるY1によりなされた組合脱退勧奨行為は、管理者によりなされた行為であることから、使用者である被申立人会社の不当労働行為である。

また、Y1に渡したJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙については、会社及び九州労組からX2に何の連絡もなかった。

脱退届用紙、加入届用紙の問題も含めて会社に申入れをした際、会社はその事実を否定しておきながら、地労委申立後は、用紙の破棄等具体的事実を出すなど会社ぐるみで隠蔽している。X2が「これを支社に出さないと支社が信用しないからと言って渡されました」と証言しているように、脱退届用紙及び加入届用紙は、Y1より会社に渡ったと考えるのが自然である。

また、X4証言のように、Y1からX4が3月初めに用紙を受け取り、X2転勤後に九州労組鹿児島地本に送ったとすれば約40日間もX4が持っていたことになり、X4の手になかったと考えるのが自然である。

被申立人会社は組織をあげて、申立人組合の組織運営への支配介入を行ってきており、被申立人会社の不当労働行為は明白である。

(2) 被申立人の主張

ア Y1とX2の関係等について

機関士と機関助手は、同じ「乗組み」になれば、常態として2～3か月間はペアで乗務することになる。Y1とX2は、昭和46年1月から昭和50年7月までの都城機関区勤務の期間において、乗組みが一緒になったのは3回以上にも及ぶ。毎日一緒にいたら誰でも親しくなるのは当然である。

平成4年3月Y1が宮崎運転区長として赴任してからも親しく付き合い、平成4年7月頃、旧交を暖めるため、Y1はX2と宮崎市内のピアガーデンに行った。その際、6等級試験のことが話題になり、X2は「組合役員は、会社側とよかよかして（うまいことして）、私より年は若くて合格しているのに、JR九州労組からJR九州労が分裂してから、我々一般組合員には受験すらさせようとしなさい」とか、「JR九州労の組合役員は全然信用できない」等JR九州労をひどく批判

していた。また、平成5年4月、X2が6等級試験を申し込んできたので、Y1は激励の意味で、X2と寿司屋に行った。その際、X2はY1に自分の家庭的な問題を話した。

イ X2の霧島高原鉄道事業部への転勤嘆願

平成5年12月頃、霧島高原鉄道事業部で運転士の退職等の補充があることを知ったX2からY1に、「高原町の実家の両親が高齢で面倒をみなくてはならないし、家庭的な問題で毎日考え悩むことがあり仕事も手につかない状態であるし、高原町の実家に落ち着けばいろんな心配事が解決するのではないかと思うので、霧島高原鉄道事業部に転勤したい」旨の相談があった。これに対し、Y1は、「事情はよく分かったから、転勤希望があることは支社に話しておく。転勤については要員需給などもあったりして非常に難しい。今すぐにとはならないが、努力してみる」旨話した。

平成6年2月1日、X2がY1に転勤嘆願書を提出した際、X2はY1に「私の転勤についてJR九州労の役員に相談したら、日南鉄道事業部にも霧島高原鉄道事業部に帰りたい組合員がいる、そっちの方が先だ、私は後だと言って構ってくれなかった。腹が立ってしようがない。」と組合役員からにべもなく断られたことを述べ「宮崎へ転勤してきたのは、日南鉄道事業部の希望者よりも私の方が先だった。私の家庭事情とか、一つも私のことを理解してくれない。」と組合に対して非常に憤慨し、組合を脱退したいとはっきりは言ってなかったが、「組合を信用できない。あんし（JR九州労宮崎支部のX3書記長のことであろう）が言うことは、もう信用できない」と話した。

X2からの切なる相談（X2は家庭的なことなどを、しんみりと相談してきた。）を受けたY1は、X2を不憫に思い、是非転勤をかなえさせてやろうという気持ちから、「あなたの家庭状況は十分承知している。早急には無理だろうが、支社にその旨をお願いしてみよう。」と話し、翌2月2日には、現場長としての副申を添えて嘆願書を鹿児島支社総務課に送付した。なお、このとき、Y1がX2に「組合を変えれば転勤ができる」と話した事実は一切ない。

以上の状況から、Y1とX2は、あくまでも親密な関係を背景として会話しているところであって、Y1に利益誘導の意図や言動があったと認め得るものは一切存しない。

要するに、X2は、この時点において、申立人組合を激しく非難しており、最早申立人組合に留まる意思はなかったと見るべきであり、Y1もまた、かねてから申立人組合に対して不満を抱いていたX2が、本件転勤問題を契機として最早申立人組合に留まる意思はなくなったと思ったのである。

ウ 転勤嘆願書提出後のY1とX2の言動

嘆願書送付の後、しばらく経ってから、Y1はX2と宮崎運転区の

廊下で会い、X 2 に、支社に副申書をつけて上げておいた旨伝えた。そして、平成 6 年 2 月下旬頃、X 2 が区長室に来て、Y 1 に、自分が霧島高原鉄道事業部に転勤になったら、日南鉄道事業部におる人たちより先に転勤したと批判を受けるだろうし、自分としては、今の組合にはついていけないから脱退したいこと、毎日、そういうことを考えているのは大変である。自分はどうすればいいんだろうかと話していた。また、転勤の問題で組合に相談に行ったけど、組合は全く自分の考えを受け入れてくれないし、もうこんな組合は変わりたい。組合を変えるにはどうすればいいんだろうかと言っていた。Y 1 は、X 2 が組合を変えるにはどうすればいいかわからない様子であったし、そういうことを毎日考え悩んで事故でも起こしたら大変であり、悩みも早く解決させないといけないと考え、以前からの知り合いである X 4 を紹介してみようということで、同年 2 月末頃、区長室から X 4 に電話した。そして、X 4 に X 2 が組合を変わりたがっている旨話したところ、X 4 は、用紙を持っていくので X 2 に渡して欲しい旨答え、同人が区長室に J R 九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙を持ってきて、X 2 に渡してくれるよう Y 1 に依頼した。

エ J R 九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙の授受、記入等

平成 6 年 2 月末頃、Y 1 は、X 4 から依頼された用紙を渡すため、公休で自宅に居た X 2 に電話し、区長室に出向いてもらった。X 2 が区長室に入ってきたが、区長室では人の出入りがあり、X 2 も都合が悪いだろうと考え、訓練室へ移った。訓練室で、Y 1 が X 2 に用紙を X 4 から預かった旨を話して渡したところ、別に何の問答もなく、X 2 が、自分から用紙にどんどん記入していった。その際、Y 1 は X 2 に対し、用紙に記入してくれというようなことは一切言っていない。X 2 は、自分は脱退するが、正式には霧島高原鉄道事業部に転勤してから変わりたいと言っていた。X 2 は、押印せず「印鑑は事務室にあいもんで（ありますので）」と言った。Y 1 は押印は本人がするものであり、後で X 4 と X 2 が相談して処理するだろうと考え、押印はしていない。

なお、Y 1 は、訓練室では鍵をかけた記憶はない。

Y 1 が X 2 に用紙を渡した際に、X 2 が「書くのは向こう（霧島高原鉄道事業部）に行ってからでよいのではないか。」などと言ったことはなく、もちろん、Y 1 が「これを出さないと支社が信用しないから」と言って、記入を強制した事実もない。X 2 は、J R 九州労に対する不満から脱退することが同人の決意であり、むしろ気軽に自ら進んで記入したのである。

また、Y 1 が X 2 に対し、「印鑑はあそこ（事務室）にあるな。」とか、「書いたものは一人歩きはせんからな。」と申し向けたとの申立人の主張も、事実に反する。

オ X 2 記入後の脱退届及び加入届の処理

X 2 から用紙を預かり、その日のうちに、X 4 に電話し、取りに来た X 4 に「本人は、正式には霧島高原鉄道事業部に転勤してから変わりたいと言っている」旨伝えて渡した。

Y 1 が鹿児島運転所長として転勤した後の 4 月 18 日になって、会社鹿児島支社の Y 4 勤労係長から X 2 のことで組合が不当労働行為だと騒いでいるという電話を受けた。Y 1 は、X 2 自身が組合を変わりたいということだったのに、心外だったので、X 4 に電話して用紙はどうしたか尋ねたところ、九州労組鹿児島地本に郵送したとのことだったので、すぐ同地本に行き取り返し自宅で破棄した。

カ ジョイフル大島店における Y 1 の言動等

Y 1 は、X 4 から X 2 を紹介してほしい旨依頼されていたが、X 2 を X 4 に紹介しないまま転勤したため、転勤の内示のあった X 2 の転勤祝いと激励、及び X 4 に X 2 を紹介して自分は組合脱退・加入には係わらないとの意向を持っていたこと、また、宮崎には引継ぎや書類を若干残したままであったことから、それを始末する日を選んで、3 人で会うことにした。Y 1 は、あらためて X 4 を紹介し、X 2 に祝いと激励の言葉をかけ、「組合のこと（組合を変えること）は二人で話してやってくれ」と言った。Y 1 は、X 2 が X 4 に対し、「霧島高原鉄道事業部に転勤して見習いが終わってから脱退する」旨話していたのを傍で聞いていた。

X 2 は Y 1 と X 4 に対し、「脱退するまでは、組合を変えることは誰にも言わないでくれ」と言い、さらに「今誰が（組合を変えることを）知っているのか」と尋ねた。Y 1 は自分と X 6 と X 4 ぐらいしか知らないと言った。

ジョイフル大島店での面談の経緯は以上のとおりであり、Y 1 が X 2 に J R 九州労からの脱退を再確認したとか、脱退の理由について助言したなどの申立人の主張は事実と反する。ちなみに、その席では 5 分かそこら程度話ただけであり、南福岡電車区から鹿児島運転所に転勤した X 8 運転士についての話しは出ていない。

ところで、X 2 は、組合を変えることが事前に漏れたら大変なことになると考え、組合を変えることを誰が知っているか Y 1 らに質問している。このことは、組合を変えることが X 2 の本心であったことの証左である。仮に X 2 に本心から組合を変える気持ちがなければ、組合脱退の意思が事前にもれることを、それ程恐れる必要はないはずである。

キ 本件救済申立ての棄却

Y 1 と X 2 は、国鉄（都城）時代から機関士、機関助士という間柄の付き合いがあり、宮崎運転区で再会してからも、X 2 から Y 1 に個人的な相談を持ちかけたりしていた。X 2 は、平成 4 年 7 月頃、6 等級

試験に関し、申立人組合を批判したり、平成6年2月以降は、霧島高原鉄道事業部への転勤に関する同労組の方針への反発や役員への不信感から同労組役員を非難するとともに、Y1に同労組を脱退する等申し向けている。申立人組合の脱退は、X2自らが決意し言い出したものであり、Y1が慫慂した事実は一切ない。

脱退届用紙及び加入届用紙の件は、Y1は先輩としてX2の相談に乗り、また、X4から依頼されたことを取り次いだけであって、X2の同用紙への記入も、あくまでX2の自由意思によるものであり、Y1が強制した事実はない。

Y1は、X2から霧島高原鉄道事業部へ転勤を嘆願され、X2を不憫に思い転勤をかなえさせようとしたもので、Y1が利益誘導を行ったと認められるものは一切ない。

Y1は、X2の本件転勤につき、鹿児島支社に口添えするにあたり、X2が組合を変える意思を持っていることに言及したことは無く、X2が記入した脱退届及び加入届けを支社に示した事実もない。よって、本件申立ては棄却されるべきである。

2 当委員会の判断

(1) Y1とX2の関係

申立人は、第2-1-(1)-アで、Y1とX2は親しい付き合いはなかったと主張するが、被申立人は、第2-1-(2)-ア及びイで、Y1とX2は、都城機関区時代から親密な関係にあり、それを背景に会話をしておりX2の嘆願書に副申書に添えて鹿児島支社総務課に送付したことについても、転勤させてやらなければかわいそうだという気持ちからだと言張する。

以下、判断する。

Y1とX2は、都城機関区で4年6か月間一緒に勤務し、その間、機関士、機関助士として2、3か月位ペアで乗り組む同一列車乗務を2～3回しているが、第1-3-(1)-ウに認定したとおり、お互いの家庭を訪問したり、一緒に連れだって飲食したりすることはなく、宮崎運転区勤務時の2年間も一緒に飲食したのは2回だけだったことなどをみると、職場の同僚としての付き合い程度の交際はあったものの特に親密な関係にあったとは思われない。

(2) X2の霧島高原鉄道事業部への転勤嘆願及びその後のY1の言動等

申立人は、平成5年9月頃、霧島高原鉄道事業部のワンマン化導入による増員があることを知って、X2がY1に霧島高原鉄道事業部への転勤希望を伝えた際、Y1は、転勤については要員需給上難しいとの発言や(JR)九州労では(転勤が)できないと発言し、また、平成6年2月1日、宮崎運転区長室でX2がY1に転勤の嘆願書を提出した際、Y1は、組合を変われれば転勤できると発言するなど、JR九州労所属のままでは転勤希望の実現は難しいと圧力をかける組合脱退勧奨があったと主

張する。

これに対し、被申立人は、X2がY1に霧島高原鉄道事業部への転勤の相談に来たのは、同人が同事業部での退職補充があることを知った平成5年12月頃であり、その際、Y1は、転職希望があることは支社に話しておく、転職については要員需給等もあって非常に難しい、今すぐとはならないが努力してみると発言したが、JR九州労では転勤が難しいとか、2月1日、X2が嘆願書を提出した際の組合を変えれば転勤できるとの発言についてはいずれも否定すると共に、X2が組合に対して不満を述べたと主張している。

また、嘆願書提出後のY1とX2の言動について、申立人は、Y1は申立人組合を批判したり、申立人組合を変えれと言ったと主張し、被申立人は、X2は今の組合についていけないから脱退したいと言ったと主張している。

以下、判断する。

第1-3-(2)に認定したように、X2は、昭和63年、吉松運転区から宮崎運転区に転勤して以降、ずっと吉松機関区（平成4年6月、霧島高原鉄道事業部に改組）に帰りたいという希望を持ち、平成4年6月の同事業部発足時の転出者を優先して帰すという組合の方針には、不満を持っていた。

そして、平成6年2月1日、嘆願書を提出した際のことについて、X2は区長から組合を変える話題が出た。「自分の口から組合が変わりますからということ、私は1回も言っていません」と証言し、また、被申立人代理人の「組合を変える話しが出たときに、あなたはどのような対応をしたんですか」との質問に対し、「私は転勤を強く希望していましたので、こら（これは）仕方はないかなという気持ちもありました」と証言している。一方、Y1は「X2は組合を脱退したいとかそういうはっきりしたことは言いませんけど、そんなのを組合を信用できないと、あんし（あの人たち）が言うことはもう信用できないというようなことを言いました」と証言しており、組合脱退につながるような話が両者の間で取りかわされたことが認められる。

次に、X2が嘆願書を提出した後、Y2助役から霧島高原鉄道事業部への転勤希望者としてX2の名を上げた、と告げられた2月7日からX2が組合脱退届用紙及び組合加入届用紙に記入する約1か月の間に、X2とY1が2、3回面談した際のことについて、X2は、「(Y1)区長が組合の批判などをされるものだから、だから組合を変えられたとかですね。そういうのを言われたと思います」と証言し、一方、Y1は、「X2は、自分が日南鉄道事業部の方に転勤になったら、日南鉄道事業部におる人たちより先に転勤するというので、(組合から)批判を受けるだろう、「自分としては今の組合についていけないから脱退したいというようなことをその時言いました」と証言している。いずれの証言もX2のJR

九州労脱退に関連することに言及していることから、両者の間でX2の組合脱退に関する会話が交わされたものと認められる。そして、後記(3)の脱退届用紙及び加入届用紙の取扱い並びに後記(4)のジョイフル大島店において、Y1の方からX2に対してJR九州労からの脱退と九州労組への加入に自ら積極的に関与していることを考え併せると、申立人組合の組合員のままでは転勤が難しいとX2に思わせるようなY1の言動があったものと認められる。

(3) JR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙の授受、記入等

申立人は、平成6年3月10日、Y1がX2を呼び出し、訓練室で中から鍵をかけて、X2にJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙を渡し「これを出さないと支社が信用しないから」と書くことを強要し、X2はやむなく署名のみしてY1に渡した。Y1は、「印鑑はあそこ（事務室）にあるな」と自ら押印することの了解を求めたり、「書いたものは一人歩きせんからな」とX2の意思が変わらないように圧力をかけた。これは、管理者による組合脱退勧奨であると主張する。一方、被申立人は、X2に用紙を渡したところ何の問答もなく自分からどんどん書いていった。「これを出さないと支社が信用しないから」と言って記入を強制した事実はない。X2は、「自分は脱退するが、正式には霧島高原鉄道事業部に転勤してから変わりたい」と言っていた。X2自らが組合脱退意思をもって行ったことであり、用紙はX4からX2に渡すよう依頼を受け、これを取り次いだに過ぎないと主張する。

そこで、以下判断する。

まず、Y1がJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙をX2に渡すようになった経緯について、Y1はX2が組合を変えるにはどうすればいいか分からない様子で悩んでいたもので、X4を紹介しようと思いX4に電話したところ、X4から用紙をX2に渡すよう依頼された旨証言しているが、現に組合員であるX2が組合脱退の手続、手順を分からないというのは不自然であるし、また、誰に相談していいか分からなかったというのであれば、X4に相談したらどうか等のアドバイスをすれば十分であったはずである。にもかかわらず、X2から依頼もされてもいないのに自らX4に電話している。また、Y1は、X4にX2のJR九州労脱退意思を伝えたところ、X4は、「わかった。用紙を持って行くからX2さんにやっておいてください」とX4が自分から用紙を持ってきたと証言するのに対し、X4は、Y1から加入届用紙及び脱退届用紙を持ってきてもらえないかと電話があり、その日のうちに持っていった旨証言している。さらに、X4は、他労組から自分たちの組合に来るといふのは、組合の活動家として相当関心があるが、「本人が変わる意思があれば来るだろう」といふように思っていました」「具体的に組織拡大活動とかそういうやつは別にやっていません」など証言し、他労組員に対する積極的な勧誘はしていないとしていることなどからも、用紙は、Y1

がX4に頼んで持ってきてもらったものと認定するのが妥当である。

そして、平成6年3月上旬、Y1は公休で自宅にいるX2を宮崎運転区の区長室に呼び、そこから誰もいない訓練室に移って、Y1がX2にJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙を渡し、X2が同用紙に自分の氏名を書き、印鑑を押さずにY1に同用紙を渡したという双方が認めている事実を考え併せると、Y1は、X2に記入させる目的で、自らJR九州労脱退届用紙及び九州労組加入届用紙を入手し、X2を呼び出し、同用紙に記入させたものと認められる。

(4) ジョイフル大島店におけるY1の言動等

申立人は、ジョイフル大島店でY1が、脱退理由はJR九州労についていけないからと言えばいい、九州労組に入っていたら、後の出向も大丈夫とか、南福岡の電車区から鹿児島島の運転所に転勤してくる人もJR九州労を脱退して来るなどと言って組合脱退勧奨を行ったと主張する。被申立人は、Y1は、「X2さん、よかったなあということで、霧島高原鉄道事業部に行っても頑張りやんな（頑張りなさいよ）とX2に祝いと激励の言葉をかけ、「組合のこと（組合を変えること）は、二人で話してやってくれ」と述べたまでであって、JR九州労からの脱退を再確認したとか、脱退の理由について助言したとの申立人の主張は事実と反するし、南福岡から転勤して来る運転士の話しは出ていない、と主張する。

そこで、以下判断する。

Y1は、ジョイフル大島店にX2を連れ出し、X4に引き合わせた経緯について、3月26日頃、事務引継ぎの残りや残してきた書類を取りに宮崎に出張する機会に会いたいとX2に電話した。X2に会う目的は、転勤の内定したX2の激励と組合の脱退届等に自分が関与しなくなかったため、X4を紹介することであったし、また、平成6年2月頃、X4からX2を紹介してほしい旨の依頼を受けていたと証言している。一方、X4は、X2を紹介してくれとY1に頼んだことはない旨証言している。また、Y1がX4にX2の記入した加入届用紙及び脱退届用紙を押印しないまま渡した際、X4はY1に、正式な手続きは本人と話を自分たちで行うと言った旨、Y1自身が証言している。さらに、Y1は事務引継ぎの残りや残してある書類を取りに行くために宮崎に行く用があったとしているが、鹿児島運転所長として赴任した平成6年3月10日から19日も経過後の3月29日にわざわざ宮崎に出向いた事務引継ぎの残りの具体的内容等について、明らかにしなかった。

上記の経過を踏まえると、何故X4を同行して、わざわざX2の自宅付近まで行き、同人を呼び出し、さらにジョイフル大島店に連れ出してまで、X2を激励あるいはX4を紹介する必要があったのか疑問である。

また、ジョイフル大島店での三者の発言内容の大部分については、上記のとおり申立人、被申立人の主張が対立しているが、X2が「組合を変える話は、誰が知っているか」と、Y1に質問し、Y1が、「自分とX6

とX4ぐらいしか知らない」と答えたというX2の組合脱退に関する会話があった点については、申立人、被申立人とも認めている。

以上を考え併せると、Y1は、自らX4をX2に紹介し、X2のJR九州労からの脱退と九州労組への加入を実現しようとしたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおり、上記Y1の一連の行為、とりわけ、上記(3)の脱退届用紙及び加入届用紙の授受、記入等に関するY1の行為は、明らかに申立人組合の組合員の脱退に関与する行為と認められる。Y1は、①他組合の役員であるX4に連絡して申立人組合の脱退届用紙及び九州労組の加入届用紙を持ってこさせ、②わざわざX2を呼び出してその用紙を渡し、自分の前でX2が記入したのを受け取り、③それを再びX4に返すという行動をとっており、さらに、上記(4)についても、X4にX2の紹介を依頼された訳でもなく、また、X4が、脱退届用紙及び加入届用紙の後の手続きは本人と話をして自分達で行うと言っていたにもかかわらず、わざわざ他組合の役員であるX4を同行し、X2を連れ出し、ジョイフル大島店に行き、X2の組合脱退に関する話をしていることなどから判断すれば、Y1が、X2の申立人組合からの脱退、九州労組への加入を実現しようとする意図のもとに行動したものと認めざるを得ない。

そして、宮崎運転区長としてのY1は、同区の業務全般の管理運営を所掌する最高責任者であり、また、申立人組合との労働協約第3条に規定する非組合員としての指定を受ける管理職である。即ち、宮崎運転区長としてのY1は、複数組合が存する場合などにおいては、使用者の側に立って、各組合に対しては中立の立場にあるべき者といえることができる。組合にとって、組合の加入、脱退はその存在に係わる最も基本的な事項であり、組合員にとって組合への加入・脱退は当人の意思に基づき自主的になされるべきものであることは言うまでもない。

本件の場合、Y1の上記(3)、(4)の一連の行為は、申立人組合からの脱退、他組合への加入に関与する行為であり、いずれの組合にも加担することなく中立の立場にあるべき者が、その中立義務を逸脱した行為であり、組合運営に支配介入する行為であると認めざるを得ない。

Y1は管理者として使用者の立場に立つものであり、同人の行為は使用者としての行為に帰責し、Y1の上記行為は、労組法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

申立人は、支配介入の禁止、JR九州労組脱退届用紙及び九州労組加入届用紙の返還、X2に対する一切の不利益取扱いの禁止及び謝罪文の掲示を求めているが、JR九州労組脱退届用紙及び九州労組加入届用紙については、既に破棄されているものと認められ、また、X2に対する不利益取扱いも認められないことから、主文の救済をもって足りるものと思料する。

第3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づき、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成8年4月8日

鹿児島県地方労働委員会
会長 濱島 速夫 ㊟